

皆さん地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか！

人と農地に関する新しい事業が始まります！「人・農地プラン」

●問合せ先 農業振興課農政係 72-2111内線112、113

農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった「人と農地の問題」で5年後、10年

後の展望が描けない地域が増えています。

地域の皆さんで話し合い、

プラン（計画）を作り、実行し

ていくことによって「人と農地

の問題」を解決しましょう。

○「人・農地プラン」とは

地域が抱える「人と農地の問題解決」のために、地域での話し合いにより、今後の①地域

の中心となる経営体、②中心となる経営体への農地の集積、

③地域農業のあり方をまとめたものです。市では、人・農地プラン作成のため農業関係機関と支援・助言をします。

※認定農業者、農業法人、集落當農組織については、「人・農地プラン」に位置付ける予定です。



青年就農給付金

新規就農者への支援として、交付要件を満たす人に給付金

が支給されます。

▼対象者 原則45歳未満の独立・自営就農者

※平成20年4月以降の独立・自営就農者に限ります。



○「人・農地プラン」に位置づけられるとさまざまなメリットがあります。

融資制度

スーパーJ資金について、貸付当初5年間の金利負担を

軽減します。

▼対象者 認定農業者

▼借入限度額 個人1・5億円

法人5億円

置期間10年以内

▼償還期限 25年以内（うち据

・独立しない親元就農は対象外（ただし、親の経営から独立した部門経営を行う場合や経営継承する場合は対象になります）。

・生活保護など生活費を支給する国のほかの事業との重複受給はできません。

▼交付単価 1戸あたり対象面積に応じて30～70万円の範囲内で市が交付単価を決定します

（2）分散錯圃解消協力金

農地の団地化・集積に対する協力金

※農地集積協力金や青年就農給付金を受けるためには、「人・農地プラン」に位置付けられる必要がありますので、上記①～③に該当する人は必ず農業振興課まで申し出てください。

農地集積協力金

中心となる経営体に農地を提供する人に対して、交付要件を満たせば協力金が支給されます

（1）経営転換協力金

▼対象者 土地利用型農業から経営転換する農業者、リ

タイアする農業者

▼交付要件

①全ての自作地を農地利用集積円滑化団体または農地保

有合理化法人に白紙委任す

ること

②今後10年間、土地利用型作物の物販を行わない（※経営転換の場合）または今後10年間、農作物の物販を行わない（※リタイアの場合）

このほかにも交付要件があり、要件を満たさない場合は対象とならないこともあります。

詳しく述べてお問い合わせください。

▼交付単価 5千円／10aの範囲内で市が交付単価を決定

以上白紙委任すること

▼交付要件 中心経営体の耕地に隣接する農地を農地利用集積円滑化団体または農地保有合理化法人に10年間

供する人に対しても、交付要件を満たせば協力金が支給され

ます

地に隣接する農地を農地利

用集積円滑化団体または農

地保有合理化法人に10年間

お願い！

- ①農業をやめて、農地を貸し出したい人
- ②これから農業をはじめようと思っている人
- ③平成20年4月以降に45歳未満で新規に自営就農をした人・親の経営から独立した人

※農地集積協力金や青年就農給付金を受けるためには、「人・農地プラン」に位置付けられる必要がありますので、上記①～③に該当する人は必ず農業振興課まで申し出てください。